

## 第6章 介護保険制度の公正・円滑な運営

### I 制度の普及促進

#### 1 介護サービス情報の公表

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、適切に選ぶための情報を都道府県及び政令市が提供する仕組みです。毎年、介護サービス事業所・施設から県に報告される介護サービス情報が、全国で一元化されたホームページで公表され、利用したい地域のサービスの内容を確認することができます。

また、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムとの連携により、サービス付き高齢者向け住宅の入居者が、周辺にある介護サービス事業所等を分かりやすく確認できる機能や、空き情報（定員に対する空き数）を公表・更新した介護サービス事業所等を検索結果の上位に表示する機能などの付加により、利便性の向上が図られており、介護サービス情報の公表制度がより一層活用されるよう、市町村と連携して、制度の周知を図るとともに、事業者に対し積極的な情報の公表・更新を働きかけ、最新かつ充実した情報の提供に努めます。【図表 6-1】

#### 2 介護サービス事業者経営情報の調査・分析

地域において必要とされる介護サービスの確保のため、介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める介護サービス事業者経営情報について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めます。

また、調査・分析を通じて得られた結果は、介護サービス事業者の経営の安定に向けた施策を検討する際の参考として活用します。

#### 3 広報・啓発

県は、保険者である市町村と連携して、様々な機会を通じて、広く県民に対し、介護保険制度の基本理念やサービス内容などの周知を図りながら、制度の円滑な運営を目指します。

【図表6-1】

県の検索サイトのURL：https://www.pref.okayama.jp/page/571279.html

### 介護事業所検索について詳しく見てみよう！

#### ① 検索できる介護サービスは？

■ 全 26 種類・54 サービスの事業所・施設情報を調べることができます。  
※介護予防サービスを含みます。1年間の介護報酬額が100万円未満の事業所は公表の対象になりません。

<b>介護の相談・ケアプラン作成</b> ▶ 居宅介護支援 ▶ 訪問介護 ▶ 訪問看護 ▶ 訪問診療 ▶ 訪問リハビリ ▶ 訪問介護 ▶ 訪問看護 ▶ 訪問診療 ▶ 訪問リハビリ	<b>訪問・通い・宿泊を組み合わせた</b> ▶ 小規模多機能型居宅介護 ▶ 看護小規模多機能型居宅介護 ▶ 複合型サービス ▶ 短期間の宿泊 ▶ 短期入所生活介護 ▶ 短期入所療養介護	<b>地域密着型サービス (地域に密着した小規模な施設等)</b> ▶ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ▶ 福祉用具貸与 ▶ 福祉用具販売 ▶ 福祉用具リース
--	---	---

#### ② どうやって介護事業所を検索するの？

■ 「本人家族に合ったサービスを探す」「目的や場所に合わせた介護事業所を探す」「詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)など、利用者・家族やケアマネジャーなど、ご利用される方の立場に応じて検索できます。

各都道府県の「介護事業所検索」ページに以下のようなボタンがありますので、ご利用される方の立場に応じてクリック、表示したごときください。それぞれの立場に合った方法で介護事業所を検索できます。

- Q. 本人家族に合ったサービスを探す
  - ▶ 初めて介護サービスを利用する方でも、対話式で自分に合ったサービスを検索することができます。
  - ▶ 目的や場所に合わせた介護事業所を探す
  - ▶ 受けたいサービスの目的や場所を選択することで、自分に合ったサービスを検索することができます。
- Q. 詳しい条件で探す(ケアマネジャー等)
  - ▶ 詳細な条件で事業所を絞り込み、介護サービスごとに比較項目を設定して事業所の比較ができるほか、選択した事業所にリストの表示、出力などができます。
  - ▶ 検索された事業所が地図上に利用目的別に色分けして表示されます。

#### ③ どんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

<b>事業所の概要</b> ▶ 事業所の所在地 ▶ サービスの内容、利用料、設備の状況など	<b>事業所の詳細</b> ▶ 事業所が報告した基本情報が表示されます。 ▶ 提供しているサービスの一覧(設備や設備の有無なども確認できます) ▶ サービスを利用する際の利用料など
<b>事業所の特色</b> ▶ 事業所の責任で公表している情報が表示されます。	<b>運営状況</b> ▶ 事業所の運営状況をレーダーチャートで表示(運営状況の全体像が確認できます) ▶ サービスの集約など事業所運営にあたっての知能など

#### ④ どんな使い方ができるの？

<b>事業所を比較する</b> 比較対象に追加した事業所を比較表示できます。 最大 30 件、30 日間保持できます！	<b>「お気に入り」に登録する</b> 気に入った事業所を再表示できます。 ● 検索結果画面の「お気に入りに追加する」ボタン ● 事業所詳細画面の「お気に入りに追加する」ボタン 最大 90 件、30 日間保持できます！
---	---

■ 気になる情報を「比較対象」に加えておけば、他の事業所との比較検討が簡単に行えます。また、「お気に入り」機能を使えば、一度見た情報を後でスムーズに再表示することができます。

## II 公正・円滑な運営と相談体制

### 1 要支援・要介護認定の適正化

保険給付の前提となる要支援・要介護認定は、全国一律の基準により行われます。このため、保険者である市町村において実施される認定調査と介護認定審査会における判定審査が、基準により客観的かつ公平・公正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員等に対する研修会を開催するとともに、保険者ごとの要介護認定の比較データを提供するなどにより、各保険者間の要支援・要介護認定の平準化を図ります。

### 2 事業者の指導監督

介護保険制度への信頼性を維持する上では、介護報酬の不正請求や運営基準違反等に対する厳正な対応が必要です。このため、居宅サービス事業者の増加やサービス付き高齢者向け住宅等への居宅サービス事業所の併設といったサービス形態の多様化にも対応した指導監督ができる体制を整備し、市町村による事業者指導と連携しながら、重点的、効果的な指導監督を実施します。

### 3 岡山県介護保険審査会

要支援・要介護認定や保険料等に関して不服がある場合は、県に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができます。要支援・要介護認定に関する審査請求は、法律の専門家、保健・医療・福祉の学識経験者等で構成される合議体において、要支援・要介護認定以外の審査請求は、被保険者代表委員、市町村代表委員、公益代表委員で構成される合議体において、公平・公正な審査が行われます。介護保険審査会の適切な運営により、不服申立ての制度が円滑に機能し、権利利益の迅速かつ適切な救済が図られるよう努めます。

## 4 相談体制

介護保険制度に関する相談は、市町村や岡山県国民健康保険団体連合会、県が、それぞれの役割を担いながら、重層的に対応します。

### (1) 市町村・地域包括支援センター

利用者に最も身近な市町村・地域包括支援センターは、住民の各種相談に幅広く対応するとともに、必要に応じて介護サービス事業者等の支援につないでいます。このため、市町村・地域包括支援センターにおいて、介護サービス事業者のほか、様々な機関と十分な連携が図られ、ワンストップの相談対応が行われるよう、技術的な助言等を行います。

### (2) 岡山県国民健康保険団体連合会

岡山県国民健康保険団体連合会は、利用者からのサービスに関する苦情等の相談や不適正な事業者情報等の受付を行っています。このため、相談への対応等が適切に行われるよう、技術的な助言等を行います。

### (3) 県

市町村や岡山県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、介護保険制度に関する相談に対応します。

### Ⅲ 介護給付の適正化（第6期介護給付適正化計画）

後期高齢者の増加に伴い、今後も介護サービスの利用者の増加が見込まれる中で、利用者が真に必要とする過不足のないサービスの提供と限られた資源・財源の適切で効率的な活用との両立が求められています。このため、市町村（保険者）における保険給付が適正に行われ、制度が安定的に運営できるよう、県は、介護報酬支払の審査業務を担う岡山県国民健康保険団体連合会と連携しながら、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

#### 1 市町村職員の知識・技術の習得支援

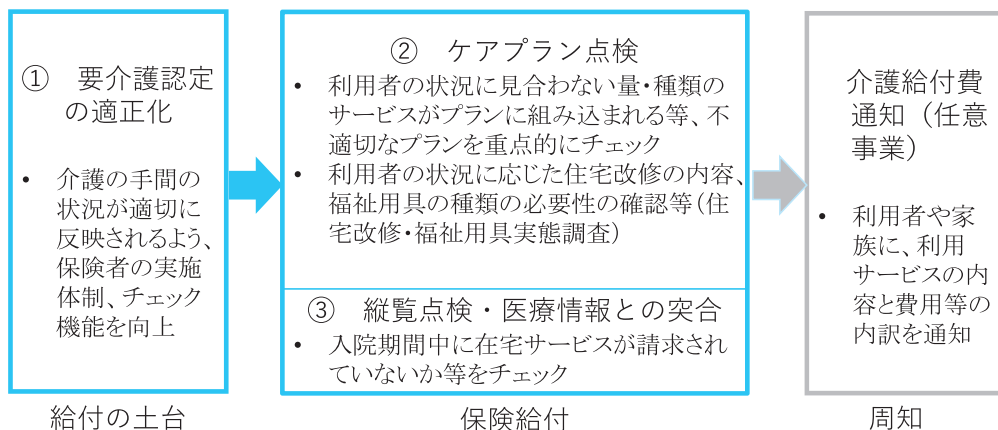
介護給付適正化は、市町村が保険者機能を発揮して積極的に取り組むべきもので、適正化事業の実施にあたっては、市町村職員が保険給付の仕組みや給付データの分析等に関する知識を一定程度有している必要があります。

県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、保険者ごとの給付の特徴や適正化事業に必要な着眼点等を学ぶ研修会の開催や、介護保険業務の経験の浅い職員とベテラン職員が市町村の枠を越えて意見交換する機会を設けるなど、市町村職員の知識・技術の習得を支援します。

#### 2 適正化主要3事業の推進

介護給付適正化の効果の高いものとして、国の介護給付適正化指針に定められている主要3事業のうち、ケアプラン点検及び縦覧点検・医療情報との突合は、給付費の適正化に直結しています。ケアプラン点検については、県は、効率的・効果的実施方法の普及を重点的取組と位置付け、全ての市町村において主要3事業が実施されるよう、研修会等を通じて支援を行います。また、縦覧点検・医療情報との突合は、市町村が岡山県国民健康保険団体連合会に委託することにより、介護報酬支払の審査過程におけるチェックを効率的・効果的に行っています。【図表6-2】【図表6-3】【図表6-4】

【図表6-2】適正化主要3事業



【図表6-3】適正化主要3事業の取組状況

主要3事業の実施状況	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	実施状況 (市町村)	実施率 (%)	過誤件数 (件)	効果額 (千円)	実施状況 (市町村)	実施率 (%)	過誤件数 (件)	効果額 (千円)
① 要介護認定の適正化	26	96	/	/	26	96	/	/
② ケアプラン点検	26	96	41	164	25	92	0	0
住宅改修・福祉用具実態調査	25	92	/	/	23	85	/	/
③ 縦覧点検・医療情報との突合	27	100	1,639	14,124	27	100	1,538	51,115
(任意) 介護給付費通知	27	100	/	/	27	100	/	/

資料：介護給付適正化実施状況調査等

※第6期介護給付適正化計画から、介護給付適正化主要5事業は介護給付適正化主要3事業に再編され、介護給付費通知は任意事業として位置付けられています。

【図表6-4】ケアプラン点検の状況

ケアプラン全数に占める点検数の割合(%)	令和3(2021)年度 (市町村)	令和4(2022)年度 (市町村)
0	1	1
～ 0.5未満	12	9
0.5以上 ～ 1.0未満	3	5
1.0以上 ～ 1.5未満	0	2
1.5以上 ～ 2.0未満	1	1
2.0以上 ～ 2.5未満	1	1
2.5以上 ～ 3.0未満	2	2
3.0以上 ～ 3.5未満	0	0
3.5以上 ～ 4.0未満	0	0
4.0以上 ～	7	6

資料：岡山県長寿社会課



### 3 ケアプラン点検の効率的・効果的实施方法の普及

ケアプランは、利用者ごとの介護サービスの種類と量を定めるものです。

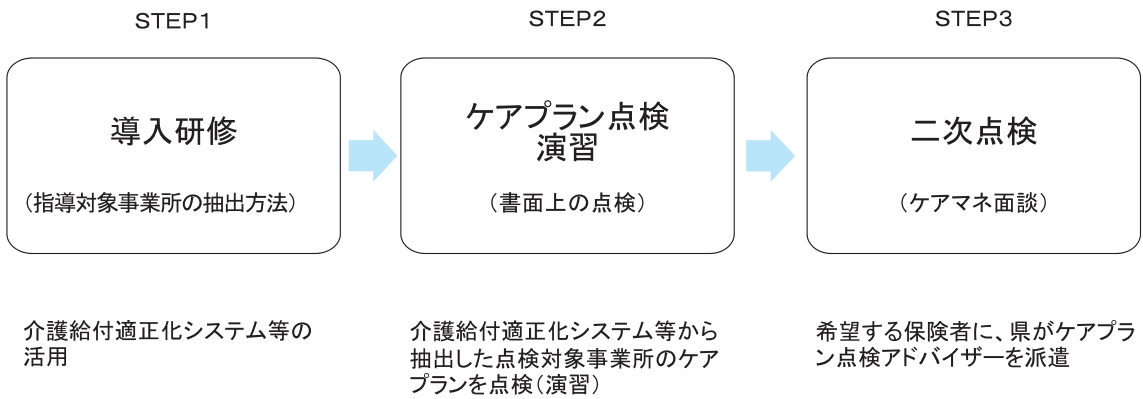
ケアプラン点検では、ケアプランのうち、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に組み込まれたサービスが、利用者の状態に見合った真に必要なものとなっているかを点検し、介護支援専門員に対し、適切なケアプランの作成を促すことにより、給付の適正化につなげます。

ケアプラン点検は、多くの市町村で実施されていますが、ケアプラン全数に占める点検数の割合は低い状況です。

このため、市町村が、効率的・効果的にケアプラン点検を実施し、給付の適正化に結び付けることができるよう、岡山県国民健康保険団体連合会の協力の下、介護給付適正化システム及びケアプランを分析するためのシステムの活用により、点検の必要性の高いケアプランの抽出方法を普及します。

また、県民局単位で、市町村職員に対し、実践形式のケアプラン点検演習を実施するとともに、不適切な可能性の高いケアプランについては、岡山県介護支援専門員協会の協力の下、ケアプラン点検アドバイザーを派遣して、市町村が行う介護支援専門員の対面指導を支援します。【図表6-5】

【図表6-5】市町村のケアプラン点検の支援



### 4 適正化事業と事業者指導監督との連携

ケアプラン点検から浮かび上がった不適切な事例などの情報は、県及び市町村の事業者指導監督部門と共有し、事業者指導に活用する等、適正化事業と事業者指導監督機能の連携を進めます。

## 目標指標

指 標 名	現 状 令和 4 (2022) 年度	目 標 令和 8 (2026) 年度末
適正化主要 3 事業全てを実施している市町村数	26市町村	27市町村
ケアプラン点検アドバイザーを派遣する市町村数	13市町村	18市町村



## 計画の目標指標（再掲）

	指標名	現状 令和4(2022)年度	目標 令和8(2026)年度末	備考
1	訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)	71,840回/月	89,745回/月	3章Ⅱ
2	看護小規模多機能型居宅介護の利用者数	351人/月	526人/月	
3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数	415人/月	574人/月	
4	認知症サポーター養成講座受講者数	224,978人	280,000人	3章Ⅲ
5	認知症サポート医養成研修修了者数	277人	365人	
6	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,941人	2,200人	
7	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者数	2,234人	2,900人	
8	看護職員認知症対応力向上研修修了者数	558人	730人	
9	歯科医師認知症対応力向上研修修了者数	913人	1,360人	
10	薬剤師認知症対応力向上研修修了者数	2,063人	3,030人	
11	認知症介護実践研修(実践者研修)修了者数	10,355人	11,700人	
12	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)修了者数	1,352人	1,570人	
13	認知症介護指導者養成研修修了者数	49人	52人	
14	チームオレンジ設置市町村数	6市町村	27市町村	
15	多職種協働による地域ケア個別会議を定期開催している市町村数	17市町村	27市町村	
16	地域ケア個別会議に係る研修修了者数	825人	1,025人	3章Ⅴ
17	通いの場の参加率	6.1% (令和3(2021)年度)	8%	
18	市町村を支援することができるリハビリテーション専門職数	771人	970人	
19	生活支援コーディネーター等研修修了者数	247人	450人	
20	通所付添サポーターの養成数	520人	720人	
21	住民互助による通所付添活動の実施団体数	22団体	30団体	5章Ⅰ
22	「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」登録数	386事業所	706事業所	
23	適正化主要3事業全てを実施している市町村数	26市町村	27市町村	
24	ケアプラン点検アドバイザーを派遣する市町村数	13市町村	18市町村	